

松蔭大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、松蔭大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 25(2013)年 7 月末までに改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

学園創立者が吉田松陰の教育理念・教育成果に感銘を受け、人造りに強い信念と情熱を傾注してきたことの表れといえる建学の精神（校是）「知行合一」をもとに、大学の使命・目的、そして教育目標は、明快な構成となっている。建学の精神は印刷物やホームページ、学外行事などにより学内外に明示し、広く周知を図っている。

教育研究の基本的な組織は、3 学部 3 学科と大学院 1 研究科（修士課程）、附属研究機関としての「文化教育研究所」及び附属図書館からなっており、大学の使命・目的を達成する上で適切な構成であり、一体的に運営されている。経営文化学部、異文化コミュニケーション学部、観光文化学部の教育目的が設定され、各学部とも「文化」「ホスピタリティ」を基本理念としてカリキュラムを構築している。また、学生にとって履修しやすい課程の工夫や、基礎教育の充実を図るなど、教育内容の改善にも積極的に取り組んでいる。

教養教育は大学の建学の精神を原点と位置付け、より深く理解させるため「吉田松陰論」を開設し、積極的に勉学する機会を設けている。

大学全体のアドミッションポリシーと各学部の人材育成の目的は明確である。在籍学生数の管理も適切で少人数教育にも努力しており、学生相談室などを通じて、学生の学習支援体制は概ね整備され機能している。

教員の年齢構成の偏りは大きいですが、大学設置基準に定められている専任教員数及び教授数は確保されている。教員の事務部門への応援に時間が割かれていることは課題であるが、専任教員の 1 週間当たりの責任授業時間数を設けて運営されており、教育担当時間は適切である。

職員の確保と配置は、大学の歴史が浅く試行錯誤を重ねる中で進められてきた。職員の多くは複数の担当を兼務している。職員数の少なさや複数の担当兼務からもたらされる専門性確保の点から、教育研究活動や学生サービスの改善を今後の課題とする認識が大学にある。

管理運営体制のベースとなる基本的な組織や規程は整備されている。理事会、評議員会の開催も適切な回数で行われている。自己点検・評価については、過去 2 回報告書が作成・

公表され、組織的な対応がなされている。

財政状況は堅実な経営努力によりほとんど借入金も無く、資金面では内部留保に努め、経常的に資金繰りに懸念のない状況である。しかも、過去5年間の帰属収支差額は収入超過であり、安定した推移を示し財務運営は、収支のバランスを考慮してなされている。

大学は国定公園の山並みを背景とする恵まれた自然環境に立地し、通学の便も確保されている。キャンパス内は、学生の休息空間となる「ラウンジ棟」や「アトリウム」の整備など快適な教育研究環境が整備されている。

厚木市教育委員会との共催により「市民大学教養講座」を開催するなど、大学のもつ人的資源を社会に提供する努力もなされている。更に、厚木市とも近年「連携及び協働に関する包括協定書」を結び、行政と緊密な協力関係を構築している。

社会的機関として必要な組織倫理について、諸規程が制定されている。教育活動についての広報活動は、広報誌やホームページにより必要な情報を掲載し、研究成果は刊行物により学内外に公表されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

学園創立者が吉田松陰の思想に感銘を受けて、建学の精神（校是）を「知行合一」とし、その「知行合一」を根拠として、大学の使命・目的を「広く教養を培い、実践に対応した専門性を養うとともに、実社会に役立つ人間形成をはかり、よき社会人として心身ともに健全な人材を育成すること」という形で敷衍している。更に、この使命・目的から「志」を持った人間の育成、「志」を実現するための実践力を持った人間の育成、「ホスピタリティ」のある人間の育成を、より具体的な教育目標、すなわち大学が育成をめざす人間像としている。このように建学の精神、大学の使命・目的及び教育目標は、明快な構成となっている。

建学の精神、大学の使命・目的は、印刷物やホームページに掲載するとともに、入学式、オリエンテーションにおいて説明し、カリキュラムの中に科目として「吉田松陰論」が設けられ、松陰教育の背景などについて積極的に勉学する機会が設けられている。また、学外において吉田松陰の足跡を辿りつつ、松陰の思想・人となりを訪ねる「松陰ウォーク」を実施し、建学の精神・教育理念の対外的浸透を積極的に展開している。

【優れた点】

- ・「吉田松陰論」「ホスピタリティ論」という科目を設置し、正課の教育において建学の精神の周知・浸透を図っていることは高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学における教育研究の基本的な組織は、3 学部 3 学科と大学院 1 研究科（修士課程）、附属研究機関としての「文化教育研究所」、及び附属図書館からなっている。これらは、大学の使命・目的を達成するために適切な構成であり、一体的に運営されている。「文化教育研究所」は、4 つの文化センター（経営文化センター・異文化研究センター・観光文化センター・情報文化センター）と 1 つの教育センター（「吉田松陰教育研究センター」）を有し、建学の精神を発展・普及させている。

教養教育は、教務委員会で検討され、最終的には学長が責任を負う体制がとられている。また、教養教育の中心である基礎ゼミについて、内容を「基礎ゼミ担当者会議」で検討している。「知行合一」という大学の建学の精神を教養教育の原点と位置付け、より深く理解させる「吉田松陰論」を設けている。

学内の意思決定機関として、「評議会」、教授会、学部会議、各種委員会が組織されている。大学として 1 学部 2 学科からスタートしたこともあり、教授会は 3 学部合同で運営されているが、これにより学部間連携は容易になっている。教育研究に関わる事項は、「評議会」に諮られた後に教授会で審議決定されており、適切に機能している。

【優れた点】

- ・ 建学の精神について研究、啓蒙を行う機関として「吉田松陰教育研究センター」を設置していることは評価できる。
- ・ 基礎ゼミ担当者会議を定期的に行い、教育目標、教育方法、教材などについて綿密な検討を行っていることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「知行合一」、教育目的「広く教養を培い、実践に対応した専門性を養うとともに、実社会に役立つ人間形成をはかり、よき社会人として心身ともに健全な人材を育成すること」、そして教育目標「学ぶことによって人間性を磨き、他者を思いやる心を育て、知識を実践で生かすことのできる人材育成」に沿った形で、経営文化学部、異文化コミュニケーション学部、観光文化学部の教育目的が設定され、各学部とも「文化」「ホスピタリティ」を基本理念としてカリキュラムを構築しており、建学の精神に沿った一貫性のある学部学科が設置されている。

また、平成 21(2009)年度の教育課程改訂によって、全学共通の「基礎科目」と学部ごとの「専門科目」の二本立てに簡素化するなど、学生にとって履修しやすい課程が工夫されている。また、基礎ゼミをはじめとする基礎教育の充実を図るなど、教育内容の改善にも積極的に取り組んでいる。

教育目的の達成状況の点検・評価についても、その実施形態や分析のフィードバックのあり方に改善の余地はあるものの、授業アンケートや学生の意識調査を定期的実施することで一定の成果をあげている。

【優れた点】

- ・1・2年次にそれぞれ「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」を設定し、初年度導入教育に手厚い配慮をしている点は評価できる。特に、担当教員による教育内容の偏りを最小限にするために「基礎ゼミの手引き」を作成し、その平準化を図ろうとする試みは高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・大学院学則において経営管理研究科の教育目的に関する規程がないことについて改善が必要である。

【参考意見】

- ・卒業論文（研究）によって専門教育を成就させる側面と、就職指導を含め、学生に対する教育サポートの充実という 2 つの側面から、より多くの学生が専門ゼミ（「演習Ⅰ・Ⅱ」）を履修するような指導の強化が望まれる。
- ・大学院のシラバスにおいて、各科目の成績評価基準が示されていないので改善が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学全体のアドミッションポリシーと各学部の人材育成の目的は明確にされており、入学試験も適正に実施されている。過去 3 年間、各学部とも定員未充足の状態であるが、在籍学生数の管理は適切で少人数教育にも努力しており、大学教育にふさわしい環境が維持されていると認められる。

中途退学者対策やオフィスアワーの制度化などの面で今後の強化を望む点はあるものの、1・2年次の基礎ゼミや3・4年次の専門ゼミなどを通じて、学生の学習支援体制は概ね整備され機能している。

学生の生活支援においても、学生相談室を中心に心的支援、健康相談の体制を充実させ、必要な対策を講じている。

就職・進学支援についてもインターンシップやキャリアデザイン講座を設定するなど過

不足のない体制がとられている。

【優れた点】

- ・1・2年次の基礎ゼミを通じて、学生の学習支援体制がよく整備されていることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・オフィスアワー制度を全学的に導入することが望まれる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教員の年齢構成の偏りは大きいですが、大学設置基準に定められている専任教員数及び教授数を上回って確保されている。

教員の採用・昇任に関して「教育職員選考規則」が定められ、これに従って人事に関する教授会及び人事に関する「評議会」において資格を審査している。

教員の事務部門への応援に時間が割かれていることは課題であるが、専任教員の1週間あたりの責任授業時間数を設けて運営されており、教育担当時間は概ね適切である。

教員の研究活動のための研究費については、「研究費取扱規則」を制定し個人研究費を支給している。

平成20(2008)年度から、「FD・SD委員会」を設置し、他大学のFD(Faculty Development)活動の検討、外部講師を招いての研究会を企画・実施し、教員の自己評価を毎年提出するなどの取組みがなされている。

【改善を要する点】

- ・設立時から設置されている経営文化学部において、定年を超過している71歳以上の教員が半数以上である一方、50歳以下の教員が1割未満と教員の年齢構成に著しい偏りがある。大学は、学部・研究科の新設を行った際には、その完成年度まで教員の移動はできないとの認識により、この改善に着手していない。しかし、既設の学部については教員の移動は可能であるので、この学部の教員の年齢構成の偏りを解消するよう早急な改善が必要である。
- ・北沢ステーションキャンパスには専任の教授又は准教授が配置されていないことについて、大学設置基準第7条の規定に基づき、教員を配置するよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・科学研究費補助金への申請が非常に少ないので、改善に向けた取組みが望まれる。
- ・特任の教員及び助教に対しても、個人研究費を支給することが望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の歴史が浅く必要な職員の確保と配置は、試行錯誤を重ねる中で進められてきた。現状では業務遂行に必要な最小限の人員配置で対応しており、職員の多くは複数の担当を兼務し、また教員が兼務の形で事務組織のほぼ全体に渡って関わっている。これは教員と職員間での相互理解や能力開発の進展に資する面はあるものの、それぞれの専門性確保の点において配慮が望まれる。この点について、大学も課題として認識しており、大学職務の質・量の分析を通じ、教育研究活動や学生サービスの更なる充実に期待する。

職員の採用・昇任・異動については、採用の手続き面について就業規則で定められているほかは、事務量や内容について部門長の意見を参考に法人本部において決定されてきた。大学職務の質と量との分析作業と平行し、基準や方針の明文化が望まれる。

職員の研修は、学内での OJT を中心に、人事教育経験のある教員による学内研修会の実施及び学外の諸研修への参加によって行われてきた。平成 20(2008)年度に学内に「FD・SD 委員会」が組織され、職員の一層の資質向上の検討が始まっている。

教育研究支援については、教育面での日常業務を遂行する体制は確保されているが、研究支援強化の必要性は認識されており、今後の検討進展を期待する。

【参考意見】

- ・事務局長をはじめ主要ポストを教員が兼務しているが、厳しい経営環境下において職員のアドミニストレータとしての役割が重要視されている中で、職員を大学運営に生かす方策を検討することが期待される。
- ・教学組織と職員組織との明確な役割分担を確立して、大学の管理運営において事務組織がその機能と責務を果たすよう配慮が望まれる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営体制のベースとなる基本的な組織や規程は整備されている。理事会・評議員会の開催も適切な回数で行われており、理事、評議員の出席率も高い。また、監事もすべての理事会・評議員会に出席しており、更に理事長職務代理の指名順位についても議決され、理事による管理運営体制は適切に整備されている。

管理部門と教学部門との連携は、学長が理事長を兼務していること、理事会・評議員会

に教学部門教員が選任されていることにより図られている。ただし、その連携が組織やシステムとして十分に整備されているとは言えず、将来計画にあるように管理部門に教学部門の意見が一層反映されるよう期待したい。

自己点検・評価については、過去 2 回報告書が作成・公表され、組織的な対応がなされている。また、授業アンケートや学生生活意識実態調査も行われ、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられている。

【改善を要する点】

- ・年度をまたがる借入金については、理事会決議前にあらかじめ評議員会の意見を聞いていないので、私立学校法第 42 条に則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。

【参考意見】

- ・自己点検・評価報告書をホームページ上で公表するよう配慮が望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

堅実な経営努力によりほとんど借入金も無く、資金面では内部留保に努め、経常的に資金繰りに懸念のない状況である。しかも、過去 5 年間の帰属収支差額は収入超過であり、安定した推移を示し財務運営は、収支のバランスを考慮してなされている。

現状の財政面では大きな問題はないが、大学の入学者が毎年減少傾向にあり、学生募集力強化のための有効な取組みに期待したい。

会計処理については、監査法人の公認会計士の監査及び監事の監査を通じ、学校法人会計基準に則り適切になされている。

財務情報の公開は、学生生徒、保護者、教職員、受験生を主な配布先としている広報誌「SHOIN」と「松韻」に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を公開している。

外部資金の導入について、潤沢な内部留保資金による運用収入がこれまで堅調に推移している。今後は研究助成金などを含めた外部資金の獲得の新たな取組みに期待したい。

【参考意見】

- ・財務情報の公開は広報誌のみであるので、今後ホームページにも掲載し、広く公開することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は国定公園の山並みを背景とする恵まれた自然環境に立地し、大学設置基準を十分に満たす施設設備と教育研究環境が整備されている。また、キャンパス内に最寄り駅と大学とを結ぶ路線バス・専用バスの停留所が設けられており、通学の便も確保されている。

大学の中心的・シンボリック的存在である高層棟が免震構造により建築されているなど、施設設備の安全性は確保されている。バリアフリー化などは一部において未整備の部分が残ってはいるものの、概ね整備されている。

キャンパス内は、学生の休息空間となるラウンジ棟が 3 フロアにおいて確保されており、また広い「アトリウム」の整備やトイレについても異文化を体験できる工夫がなされるなど、快適な教育研究環境が整備されている。

【優れた点】

- ・大学の中心的、シンボリック的存在である高層棟が免震構造により建築されている点は、高く評価できる。
- ・学生の休息空間となる「ラウンジ棟」や「アトリウム」などが広く整備され、快適な教育環境が整備されている点は高く評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

社会に開かれた大学を目指し、厚木市民に対して大学の図書利用を認めるなど、大学施設を地域社会へ開放する姿勢が認められる。また、厚木市教育委員会との共催により市民大学教養講座を開催するなど、大学のもつ人的資源を社会に提供する努力もなされている。

近隣の企業や他大学との関係は、大学が開学から間もないこともあり、組織的な関係構築が不十分なところが見受けられるが、インターンシップ受入れ企業の積極的な開拓や、首都圏西部大学単位互換協会に加盟するなど、今後の関係深化へ向けての施策が認められる。

地元である厚木市とも近年「連携及び協働に関する包括協定書」を結び、行政と緊密な協力関係を構築している。

【優れた点】

- ・厚木市との間の包括協定の中で、教員のみならず、学生も「厚木市にぎわい懇話会」が策定している「厚木市にぎわいアドベンチャー事業」に参加して活動するなど、協力関係構築の努力を行っていることは高く評価できる。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理について、「個人情報保護規則」「ハラスメントの防止等に関する規則」「公益通報者保護に関する規定」などが制定されている。

ハラスメントに関して学生委員会が作成したリーフレットを学生に配付したうえ、基礎ゼミにおいて指導している。また、教職員向けにも「職場のセクシャルハラスメントの防止のために」を作成し配付している。

消防計画に関する規程があり、「予防管理対策」「自衛消防活動対策」「震災対策」「消防教育及び訓練」について規定し、災害時の連絡網も示している。学生に配付されている「学生生活の手びき」に、東海地震が発生した場合における対処方法、地震時における対処行動 9 つのポイントなどについて記載されている。

教育活動についての広報活動は、広報誌「SHOIN」の発行やホームページにより必要な情報を掲載している。研究成果では「松蔭大学紀要」が、平成 21(2009)年 2 月までに 12 回発行され、「松蔭論叢」が平成 18(2006)年の創刊から 4 回発行されている。

